

茨城県圏央道沿線地域産業・交流活性化協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、圏央道の開通を契機に、沿線市町村の活性化を図るため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成、ならびに交流促進方策の推進により、地域経済の自立・活性化を目指すことを目的とする。

(名称)

第2条 前条の協議会は、茨城県圏央道沿線地域産業・交流活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(設置)

第3条 協議会は、別紙に掲げる者を委員として設置する。

- 2 別紙に掲げる市町村及び茨城県は、協議会の組織後に、必要があると認められる者を委員として加えることができる。
- 3 委員は非常勤とする。

(公表)

第4条 協議会の公表は、別紙に掲げる市町村及び茨城県の広報及びホームページへの掲載の他、必要があると認めるときは、新聞掲載等により行う。

(事務)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）並びに同条第5項の規定による同意を得た基本計画（法第6条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項その他地域における産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項について協議を行うこと。
- (2) 同意基本計画に位置付けられた事業の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、別紙に掲げる市町村の存する地域における産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (4) 交流促進方策の検討を行うこと。

- (5) 関係行政機関の長に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、産業集積の形成、産業集積の活性化又は交流の促進に関することを行うこと。

(事務所)

第6条 協議会の事務所は、茨城県つくば市千現2-1-6に置く。

(役員及び職務)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 4名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、委員の中から互選により選任する。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 6 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告しなければならない。
 - 7 役員任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。
 - 8 役員は非常勤とする。

(オブザーバー)

第8条 協議会は、第5条に規定する事務に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

- 2 会長は、オブザーバーを会議に招集し、発言を求めることができる。

(会議の招集)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は委員の4分の1以上の者から会議の招集の要請があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会の設置)

- 第11条 協議会は、その事務の一部について、必要な協議又は調整を行うため、幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(基本計画策定委員会の設置)

- 第12条 協議会は、基本計画の策定にかかる調査研究及び協議を行うため、基本計画策定委員会を置くことができる。
- 2 基本計画策定委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重)

- 第13条 協議会の委員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

- 第14条 協議会の事務を処理するため、株式会社つくば研究支援センター（以下「支援センター」という。）に事務局を置く。
- 2 事務局長は、支援センター総務企画部長とする。
 - 3 支援センターは、茨城県及び市町村の協力を得て、事務を処理する。

(経費)

- 第15条 協議会に要する経費は、別紙に掲げる委員が協議して負担する。

(財務に関する事項)

- 第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

- 第17条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算し、監事であった者がこれを監査する。

(その他必要事項)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、
会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成19年8月30日から施行する。